

リスティング及びディスプレイ広告運用業務の入札参加者募集要領

1 趣旨

大阪府住宅供給公社（以下「公社」という。）において、入居促進並びに公社賃貸住宅の認知向上を図るため、リスティング及びディスプレイ広告の運用を行う業者を募集する。

2 入札に付す事項

(1) 委託業務内容

公社のリスティング及びディスプレイ広告の運用

※詳細は、「仕様書」による。

(2) 運用期間

令和2年4月27日（月）から令和3年3月31日（水）まで

※広告の運用状況や運用方法の提案・サポートなどを勘案して支障がないと公社が判断する場合は、当初公社が設定した仕様を変更しないことを前提として、同一の条件で当初契約から3年を限度に1年毎に契約を更新することができる。

3 入札参加資格審査申請書類の提出及び資格審査

(1) 本募集は、次の資格要件の事項に基づく参加資格審査により、資格ありと認められた者のみ入札に参加できる。

- ① 当入札にかかる業務と種類及び規模をほぼ同じくする委託業務を、入札日から過去2年間において2回以上、誠実に履行した実績があること。
- ② 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 成年被後見人
 - イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
 - ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - カ 破産者で復権を得ない者
 - キ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を

- 経過した者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- ③ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生
手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法
第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合、再生手続開始の申立てをしな
かった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - ④ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更正
手続開始の申立て(同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更
生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和 27
年法律第 172 号。以下「旧法」という。)第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更
生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者
又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 41 条第
1 項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含
む。)を受けた者が、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定(旧
更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。)があった場合にあっては、
更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。)
があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされ
なかった者とみなす。
 - ⑤ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年法律第 87 号)第 64
条による改正前の商法(明治 32 年法律第 48 号)第 381 条第 1 項(会社法の施行に伴
う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定により、なお従前の例によること
とされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者である
こと。
 - ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条
第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号若しくは大阪府暴力団排除条例(平成 22 年大阪府
条例第 58 号)第 2 条第 4 号の規定に該当しない者であること。
 - ⑦ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 5
条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。

(2) 入札参加資格審査申請書の提出方法

入札書は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便のいずれかの方法により、
(5) の宛先に郵送することとし、持参による提出は認めない。

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

令和 2 年 3 月 19 日(木) から令和 2 年 3 月 27 日(金) までとする。

※締切日の消印があるものまで有効

(4) 提出書類

本募集要領の別添「入札参加資格審査申請について」による。
なお、提出された書類は返却しないこととする。

(5) 申請書提出場所及び問い合わせ先

〒541-0042

大阪市中央区今橋2丁目3番21号 藤浪ビル 2階

大阪府住宅供給公社 経営管理部 住宅経営課 企画グループ

電話 06-6203-5453

(6) 審査結果の通知

入札参加資格審査の結果、資格がある者には下記4つを郵送により配付する。

- ① 入札参加確認書
- ② 入札書
- ③ 入札保証金の振込先を案内するもの
- ④ 入札保証金免除申請書

※提出書類の「会社概要（様式2）」の「大阪府住宅供給公社と取引を行うに当たっての
営業等の担当者氏名及び連絡先」の欄に記載された住所・担当者へ送付する。

4 質問の受付

(1) 質問の受付期間

令和2年4月1日（水）午前10時から令和2年4月7日（火）午後5時まで

(2) 質問の方法及び提出方法

メールにて行うものとする。

※入札参加資格審査に合格した者のみ

電話やFAXでの質問や質問受付期間外の質問は一切受け付けない。

E-mail : jyutakukeieika@osaka-kousha.or.jp

(3) 回答方法

受付したすべての質問及び回答については、ホームページ上に公開する。

(4) 回答（公開）予定日

令和2年4月13日（月） 午後1時

5 入札書等の提出方法等

(1) 入札書等の提出方法

入札書は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便のいずれかの方法により、3（5）の宛先に郵送することとし、持参による提出は認めない。

(2) 提出期限

令和2年4月17日（金）までとする。

※締切日の消印があるものまで有効とする。

6 入札方法

入札書には、契約希望単価金額の110分の100に相当する金額を記載するものとする。

7 入札保証金

入札価格の100分の110に相当する金額の100分の2に相当する金額を入札保証金として、入札参加時に預かるものとし、入札終了後に還付する。

ただし、地方公共団体又は公社と種類及び規模をほぼ同じくする委託業務を、入札日から過去2年間において2回以上、誠実に履行した実績がある場合、免除できるものとする。

8 開札日時及び方法等

(1) 開札日時

令和2年4月21日（火） 午後1時30分

(2) 開札場所

大阪府中央区今橋2丁目3番21号 藤浪ビル 地下1階 入札室

(3) 開札方法

入札担当者が、郵送された入札用封筒を開封し、入札結果を発表する。また、開札には入札担当者以外の職員が立会うものとする。

(4) 開札の傍聴

開札の傍聴を希望する入札参加者は、開札日時の10分前までに、名刺等入札参加事業者の役員及び従業員であることを証明できるものを持参の上、入札会場に集合し、受付を経た後、開札を傍聴することができる。

9 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札、並びに本募集要領等において示した資格・条件に違反した入札は無効とする。また、入札参加資格

のあることが認められた者であっても、入札時点において3（1）に掲げる資格のない者が行った入札は無効とする。

10 落札者の決定方法

入札書に記載された金額の100分の110に相当する額が、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札者となるべき同価格の入札が2者以上あるときは、当該2者が入札会場内にいる場合はその場でくじ引きにより落札者を決定し、入札会場にいない場合は、後日当該2者と公社で日程調整の上、くじ引きにより落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者はくじを辞退することはできない。また、第1回開札において、予定価格を下回る入札者がいない場合は、第2回札による開札を行う。以下同様とし、開札は合計3回まで行うものとする。

11 契約書

契約については、公社と契約候補者の両者で協議の上、契約書を作成し、契約を締結する。

12 契約保証金

契約金額の100分の110に相当する金額の100分の10に相当する金額を契約保証金として納めるものとする。

契約保証金は契約履行後、受注者の請求によりこれを還付する。また、契約保証金は契約を履行しないとき、公社に帰属する。

ただし、地方公共団体又は公社と種類及び規模をほぼ同じくする委託業務を、入札日から過去2年間において2回以上、誠実に履行した実績がある場合、免除できるものとする。

13 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当した場合は、落札者としての決定を取消すものとする。

- ① 正当な理由なくして、公社の指定する期日までに契約締結の手続きに応じない場合。
- ② 3（1）に掲げる資格を失った場合

14 その他

入札参加者は、本募集要領等において示した資格・条件を熟読し、それらを遵守すること。また、公社の指示に従い、円滑な入札に協力し、不穏当な言動等により、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に善良なる参加者としての態度を保持しなければならない。